

『核兵器廃絶のために取るべき措置』
核兵器廃絶長崎連絡協議会核兵器廃絶市民講座
2020.1.25 国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館

大阪女学院大学教授/大阪大学名誉教授 黒澤 満

1 長崎におけるフランシスコ・ローマ教皇のスピーチ

・この場所は、人間が過ちを犯しうる存在であることを、悲しみと恐れとともに意識させてくれます。

・最も深い望みの1つは、安全保障、平和と安定の望みですが、核兵器の所有はそれへの最良の答えではありません。

・ここは、核兵器が人道的にも環境にも悲劇的な結末をもたらすことの証人である町です。

・核兵器から解放された平和な世界は、多くの人々が望んでいることです。

・真の平和は相互の信頼の上にしか構築できないという原則に置き換える必要があります。

・カトリック教会は、核兵器禁止条約を含め、核軍縮に関する国際法原則にのっとり、訴えていくでしょう。

・核兵器のない世界が可能であり必要であるという確信をもって、政治家にお願いします。核兵器は安全保障の脅威から私たちを守ってくれるものではない、そう心に刻んで下さい。人道的および環境の観点から核兵器使用がもたらす壊滅的な破壊を考えなければなりません。核の理論によって促される恐れ、不信、敵意の増幅を止めなければなりません。

* 12月10日のNHKの政治意識月例調査の結果

質問：先月、日本を訪れたローマ・カトリック教会のフランシスコ教皇は、核兵器のない世界に向けて、各国に核兵器禁止条約の参加を呼びかけました。日本政府は「現実的な核軍縮につながらない」などとして条約に参加していません。あなたは、日本は条約に参加すべきだと思いますか。それとも参加しなくてもよいと思いますか。

回答：参加すべき	65.9%
参加しなくてよい	17.1%
わからない、無回答	17.0%

2 核不拡散条約（NPT）50年と核軍縮の進展

1970年	核不拡散条約（NPT）発効		
1972年	弾道弾迎撃ミサイル条約（ABM条約）		2002年米国が離脱
1972年	戦略攻撃兵器制限暫定協定（SALT I 暫定協定）		1977年失効
1975年	①1975年 NPT 再検討会議		
1979年	戦略攻撃兵器制限条約（SALT II 条約）		未発効
1980年	②1980年 NPT 再検討会議		
1985年	③1985年 NPT 再検討会議		
1987年	中距離核戦力条約（INF 条約）		2019年米国が離脱
1990年	④1990年 NPT 再検討会議		
1991年	戦略兵器削減条約（START 条約）	6000(核弾頭)	2009年失効
1993年	第2次戦略兵器削減条約（START II 条約）	3000-3500	未発効
1995年	⑤1995年 NPT 再検討・延長会議：「無期限延長」、「核軍縮の原則と目標」		
1996年	包括的核実験禁止条約（CTBT）署名		未発効
2000年	⑥2000年 NPT 再検討会議：「核廃絶への明確な約束」など13項目		
2001年	戦略攻撃力削減条約（SORT 条約）	1700-2200	2011年失効
2005年	⑦2005年 NPT 再検討会議		
2010年	新戦略兵器削減条約（新 START 条約）	1550	2021年失効の可能性
2010年	⑧2010年 NPT 再検討会議：「核軍縮の行動計画」22項目		
2015年	⑨2015年 NPT 再検討会議		
2017年	核兵器禁止条約（TPNW）署名		未発効
2020年	⑩2020年 NPT 再検討会議		

ゴジックは重要な内容

緑色は、多国間条約 3つのみ、うち2つは未発効 NPT のみが完全に有効

青色は、米ソ・米ロの2国間条約 8つ、2つは米国が離脱、5つは未発効または失効、残る1つは失効の可能性が大きい

数字は核弾頭数 最大時12000から1550への削減

①は第1回、②は第2回 NPT 再検討会議

紫色は、成功したと考えられている NPT 再検討会議

⑤1995年 ⑥2000年 ⑧2010年

赤色は、核軍縮にとって大きなマイナスとなっているもの

1972年米国 ABM 条約離脱、1987年米国 INF 条約離脱

2021年新 START 条約失効の可能性

3 トランプ政権の核政策

1) 2018.2 核態勢見直し(Nuclear Posture Review)

- ・ロシアが核兵器を近代化し、早期使用の理論を採択。中国が核増強、大国間競争となっている。ロシアが最大の脅威（前3政権と異なる）
- ・核兵器の役割：米国の核使用のケースの大幅な増加（サイバー攻撃）、第一不使用を完全否定
- ・核戦略：戦略三本柱、非戦略核兵器の大幅な強化・増大→使える核
- ・ミサイル防衛の重視：センサー、迎撃機の宇宙配備、宇宙の支配
- ・核軍縮：CTBT 批准反対、核兵器禁止条約反対、米ロ核軍縮の進展困難

2) 2019.1 ミサイル防衛見直し(Missile Defense Review)

- ・米国向けのすべてのミサイル（弾道、巡航、極超音速）を探知し、破壊する。
- ・宇宙が新たな戦闘領域、多くのセンサーや迎撃機の配備。ブースト段階で攻撃

3) 2019.8 INF条約からの離脱 米ロの中距離（500-5500キロ）地上ミサイル全廃

- ・ロシアが条約に違反して開発・配備、中国が条約にしばられず増強している。
- ・中距離のミサイルにおいてロシアおよび中国を凌駕する。

4) トランプ政権の核政策は、**米国第一主義**で、国際協調と国際法を否定

- ・法の支配ではなく、力の支配で実施する。イラン合意、環境、経済
- ・国際社会全体の利益など無関心で、国家間の対立が激化している。

4 核兵器禁止条約の意義

1) 目的は核兵器に**悪の烙印**を押し（**stigmatize**）、**非正当化**(delegitimize)する。

人道的観点から核兵器を悪とし、その価値を下げ、核兵器を廃絶する。

感性（善悪や迷惑など）および理性（役に立たない、有害など）

*たとえば、喫煙の禁止の流れのように

2) 条約の特徴（伝統的核軍縮との違い）

- ・条約交渉の中心は核兵器国 → 核兵器国の参加は不可欠ではない
- ・決定はコンセンサス → 決定は多数決
- ・戦略的安定、核抑止 → 核兵器の廃絶
- ・**国家の軍事的な安全保障** → **人類の生存に対する安全保障**

3) 人道的アプローチと**人類の安全保障**(security of humanity)

ラッセル・アインシュタイン宣言(1955年)

- ・「**Humanity (人類)**」が直面している悲劇的な状況に対応
- ・特定の国民や大陸や信条の一員としてではなく、人類の一員として発信
- ・「**Humanity(人類と人道)**」に心を止め、他のことは忘れよ

5 核廃絶のために取るべき措置

1) 核抑止論を批判的に検討する

- ・核兵器の使用を前提とする内在的に危険な威嚇である。
- ・政治的・心理的な要素を含むもので、常に機能する保証はない。
- ・2国間で可能だと仮定しても、3国以上では不可能であろう。
- ・非核兵器国に対する核抑止は多くの場合に失敗している。朝鮮戦争、ベトナム戦争、いくつかの中東戦争、フォークランド紛争、初期のソ連、中国
- ・核兵器国間では歴史的な証明は困難であるが、抑止が働くためには第2撃が有効でなければならず、トランプ政権の防衛の拡大はその基礎を失わせる。

2) 安全保障政策における核兵器を役割の低減する

- ・核兵器の第一不使用(no first use)：オバマ大統領は採用に前向き
米国内では、国防総省、国務省などが反対、日本が特に反対
- ・警戒態勢の低下または解除(de-alerting)
米口の約2000発の核ミサイルは即時発射の状態におかれており、大統領の誤った判断あるいはコンピューターミスなどで発射される可能性がある。
- ・消極的安全保証の強化(negative security assurances)
非核兵器国に対しては核兵器を使用しないという約束
vs 積極的安全保証(positive security assurances)＝核の傘：核を使用する
- ・非核兵器地帯(nuclear-weapon-free zone)の設置
中東、北東アジア、
南アジア(インド・パキスタン) vs 南米(ブラジル・アルゼンチン)

3) 国内世論および国際世論の醸成の重要性

- ・市民社会による核軍縮達成のための活動が重要
- ・日本政府を動かすには国会議員へのアプローチが有効

参考文献

黒澤満『核軍縮は可能か』信山社、2019年11月、96頁、1000円

第1章 核兵器禁止条約とは何か

第2章 核兵器削減への道のり

第3章 核兵器の拡散をどう防止するか

第4章 核軍備競争をどう止めるか

第5章 非核の地域をどう広げるか

第6章 核兵器の使用をどう防止するか